

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◇ 告 示 鳥獣保護区の存続期間の更新（造林課）
- 休猟区の設定（〃）
- 銃猟禁止区域の設定（〃）

告 示

鳥取県告示第七百六十九号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）
 第一条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間
 を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農
 林省令第八号）第二十條の規定により告示する。

平成三年十月三十一日

名称	区 域	存続期間	面 積
東郷池 鳥獣保 護区	鳥取県東伯郡東郷町及び羽合町にまた がる東郷池の湖面	平成三年十一 月一日から平 成十三年十月 三十一日まで	四一七ヘク
岩 美 鳥 獣 保 護 区	岩美郡福部村大字細川地内の国道九号 如来橋西詰を起点とし、同所から塩見川 左岸を北方に下り、同川左岸端に至り、 同所から海岸汀線に沿って北東に進み、 岩美郡岩美町網代、田後、浦富、陸上海 岸を経て、鳥取県と兵庫県の境界に至 り、同所から同境界を南東に進み、西日 本旅客鉄道株式会社山陰本線陸上隧道の 真上に至り、同所から隧道上を南西に 進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線 上に至り、同線を西方に進み陸上鉄橋に 至り、同鉄橋から県道陸上岩井線を北西 に進み、国道百七十八号に至り、同国道 を南西に進み、国道九号に至り、同国道 を西方に進み起点に至る線に囲まれた一 円の区域、塩見川右岸端と海岸汀線の接	平成三年十一 月一日から平 成十三年十月 三十一日まで	二、五九〇 ヘクタール

する点を中心とした半径一キロメートル以内の海面及び同右岸から兵庫県境までの海岸汀線から一キロメートル以内の海面

鳥取県告示第七百七十号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十六条の規定により告示する。

平成三年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域	存続期間	面 積
白地 休猟区	岩美郡岩美町大字長谷地内の国道九号と町道長谷線との交点を起点とし、同所から同町道を東方に進み、林道安郷線に至り、同林道を東方及び南東に進み、同町大字長谷地内の谷川（通称安郷谷川）に至り、同川を東方に進み、鳥取県と兵	平成三年十一月一日から平成六年十月三十一日まで	九三三ヘクタール

中 郷 休猟区	山志谷 休猟区
<p>気高郡青谷町地内の西日本旅客鉄道株式会社青谷駅前を起点とし、町道背戸田線を東方に進み、県道俵原青谷線に至り、同県道を南東に進み、町道早牛勝部線に至り、同町道を西方に進み、県道川上青谷線に至り、同県道を北東に進み、県道泊絹見青谷線に至り、同県道を北東に進み、県道青谷停車場井手線に至り、同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>八頭郡郡家町大字福地地内の県道麻生国府線と町道野町線との交点を起点とし、同所から同県道を南方に進み、県道国府八東線に至り、同県道を南東及び北東に進み、町道明辺線に至り、同町道を東方に進み、八東町大字妻鹿野に通じる山道（通称妻鹿野道）に至り、同山道を南東に進み、八東町と郡家町との境界に至り、同境界を南西及び北西に進み、民有</p>
<p>平成三年十一月一日から平成六年十月三十一日まで</p>	<p>平成三年十一月一日から平成六年十月三十一日まで</p>
<p>一、一八七ヘクタール</p>	<p>一、五三五ヘクタール</p>

<p>安 蔵 休 獵 区</p>	<p>大 野 休 獵 区</p>	
<p>八頭郡用瀬町大字安蔵地内の国道五十三号と県道加茂用瀬線との交点を起点とし、同所から同国道を南東に進み、用瀬町と智頭町の境界に至り、同境界を南西及び西方に進み、鳥取事業区西ヶ谷国有林八十四林班に小班の石標百二十五号に至り、同石標から同国有林と民有林との境界を東方に進み、西ヶ谷林道の終点に至り、同林道を北方に進み、農道（通称西ヶ谷農道）に至り、同農道を北東に進み、町道山口四号線に至り、同町道を北</p>	<p>八頭郡若桜町大字中原地内の林道大通中江線と大宝谷川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を南東に進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を南西に進み、林道大通中江線に至り、同林道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>林鳥取森林計画区の郡家町に係る八十三林班と八十四林班との境界に至り、同境界を北東に進み、林道野町大平線に至り、同林道を北方に進み、町道野町線に至り、同町道を北西及び北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>平成三年十一月一日から平成六年十月三十一日まで</p>	<p>平成三年十一月一日から平成六年十月三十一日まで</p>	
<p>一、三三六 ヘクタール</p>	<p>一、〇二〇 ヘクタール</p>	
<p>赤 碓 休 獵 区</p>	<p>灘 手 休 獵 区</p>	
<p>東伯郡東伯町大字八橋地内の国道九号と町道八橋以西線との交点を起点とし、同所から同町道を南西に進み、町道大成開拓幹線に至り、同町道を南方に進み、町道倉坂西峯線に至り、同町道を南西及び北方に進み、赤碓町道帽子取線に至り、同町道を南方及び西方に進み、町道高岡大父木地線に至り、同町道を北西に進み、県道船上山赤碓停車場線に至り、同県道を北方及び東方に進み、町道上野別所線に至り、同町道を北方に進み、町道福留線に至り、同町道を北方に進み、</p>	<p>倉吉市和田地内の県道倉吉由良線と県道倉吉環状線との交点を起点とし、同所から県道倉吉環状線を南西に進み、県道倉吉赤碓中山線に至り、同県道を西方に進み、県道上大立大栄線に至り、同県道を北方に進み、県道龜谷北条線に至り、同県道を東方に進み、県道倉吉由良線に至り、同県道を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>東に進み、県道加茂用瀬線に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>平成三年十一月一日から平成六年十月三十一日まで</p>	<p>平成三年十一月一日から平成六年十月三十一日まで</p>	
<p>一、六八二 ヘクタール</p>	<p>二、三五三 ヘクタール</p>	

<p>中山・名和狢区</p>	<p>県道加茂御米屋線と西日本旅客鉄道株式会社山陰本線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み、町道陣樺木料線に至り、同町道を北方に進み、大山第一広域農道に至り、同広域農道を東方に進み、県道下市赤碕停車場線に至り、同県道を北東に進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線に至り、同線を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成三年十一月一日から平成六年十月三十一日まで</p>	<p>一、一六二〇</p>
<p>武庫 休狢区</p>	<p>西日本旅客鉄道株式会社伯備線と俣野川右岸との交点を起点とし、同所から同川右岸を東方に進み、町道池の内湖岸線に至り、同町道を東方に進み、同町大字武庫と大字俣野の境界に至り、同境界を南方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を西方に進み、日野町と江府町との境界に至り、同境界を西方及び北方に進み、西日本旅客鉄道株式会社伯</p>	<p>平成三年十一月一日から平成六年十月三十一日まで</p>	<p>一、一六二〇</p>

備線に至り、同線を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

鳥取県告示第七百七十一号

鳥獣保護及狩狢ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃狢禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩狢ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八八号）第二十七条において準用する同規則第二十六条の規定により告示する。

平成三年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面積
<p>津ノ井 銃狢禁止区域</p>	<p>鳥取市桂木地内の国道二十九号と市道桂木一号線との交点を起点とし、同所から同市道を東方及び北方に進み、県道津ノ井国府線に至り、同県道を北西に進み、市道杉崎一号線に至り、同市道を北方に進み、市道杉崎三号線に至り、同市道を北東に進み、洗井川右岸に至り、同川右岸を南方に進み、鳥取市と国府町との境界に至り、同境界を南東に進み、鳥取都</p>	<p>平成三年十一月一日から平成十三年十月三十一日まで</p>	<p>五三三ヘクタール</p>

<p>糸録池 銃猟禁 止区域</p>	<p>市計画区域の市街化区域と市街化調整区域との境界に至り、同境界を南東に進み、国道二十九号に至り、同国道を南方に進み、鳥取市と郡家町との境界に至り、同境界を西方に進み、同市祢宜谷と同市越路との境界に至り、同境界を北方に進み、同市香取と同市越路との境界に至り、同境界を北方に進み、市道久末七号線に至り、同市道を北方に進み、市道船木四号線に至り、同市道を東方に進み、市道船木二号線に至り、同市道を北東に進み、市道南栄広岡線に至り、同市道を南東及び東方に進み、市道広岡一号線に至り、同市道を北東に進み、国道二十九号に至り、同国道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成三年十一月一日から平成十三年十月三十一日まで</p>	<p>一一・六へク</p>
<p>香取 銃猟禁 止区域</p>	<p>同標柱から東方に二百四十メートル進み木製標柱(No.8)に至り、同標柱から農業用水路を北方及び北東に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成三年十一月一日から平成十三年十月三十一日まで</p>	<p>一六二五へク</p>
<p>糸録池 銃猟禁 止区域</p>	<p>西伯郡大山町豊房地内の県道大山佐摩線と大山町道岩伏横断線との交点を起点とし、同所から同町道を北方に進み、名和町道香取線に至り、同町道を東方に進み、中山町道岩伏横断線に至り、同町道を東方に進み、県道高橋下市停車場線に至り、同県道を南方に進み、県道赤碓大山線に至り、同県道を南東に進み、農道(通称経塚線)に至り、同農道を南方及び南西に進み、名和町道岩伏線に至り、同町道を南方に進み、林道大平線に至り、同林道を西方に進み、農道(国営開拓パイロット事業五工区耕作道路)に至り、同農道を北西に進み、県道赤碓大山線に至り、同県道を北方に進み、県道大山佐摩線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成三年十一月一日から平成十三年十月三十一日まで</p>	<p>一六二五へク</p>

<p>大 原 銃猟禁 止区域</p>	<p>福 永 銃猟禁 止区域</p>	<p>上福万 銃猟禁 止区域</p>
<p>日野郡溝口町富江地内の町道富江線と富江農道との交点を起点とし、同所から同農道を南方に進み、同農道と町道大原線の交点に至り、同所から同農道の延長線を南方に進み、県道大滝白水線に至り、同農道を西方に進み、中国横断自動</p>	<p>日野郡溝口町福永地内の町道第二福永線と町道大坂添谷線との交点を起点とし、同所から町道大坂添谷線を北西に進み、町道溝口添谷大滝線に至り、同町道を東方及び南方に進み、町道第二福永線に至り、同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>米子市福万地内の県道金屋谷米子線と市道上福万目下原線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み、佐陀川にかかる谷田橋に至り、同橋を北東に進み、佐陀川右岸に至り、同川右岸を南東に進み、同右岸に位置する木製標柱に至り、同標柱と対岸（左岸）の標柱を結ぶ線の延長線を南西に進み、県道金屋谷米子線に至り、同農道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>平成三年十一月一日から平成十三年十月三十一日まで</p>	<p>平成三年十一月一日から平成十三年十月三十一日まで</p>	<p>平成三年十一月一日から平成十三年十月三十一日まで</p>
<p>一三〇ヘクタール</p>	<p>四五ヘクタール</p>	<p>八ヘクタール</p> <p>車道岡山米子線に至り、同自動車道を北西に進み、大原川右岸に至り、同川右岸を北東に進み、町道大原白水線に至り、同町道を北西に進み、農道（通称大原農道）に至り、同農道を北西に進み、大字大倉から大字富江に向かって伸びる尾根に至り、同尾根を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】